

総務常任委員会委員長報告

総務常任委員会の報告を申し上げます。

総務常任委員会は、休会中の 15 日、 16 日、 17 日に開催いたしました。

説明を求めるため、出席を求めた者は、総務部長、総務部理事及び関係課長等であります。

当委員会が、付託を受けております案件は、予算 1 件、決算 3 件その他 5 件、請願書 2 件の合計 11 件であります。

それでは、順次審査の結果につきまして、報告をさせていただきます。

まず、議案第 74 号 契約の締結につき議会の議決を求めるについて は 委員から、

「工事についての工程はどのようにになっているのか」「最低制限価格の算出方法について」「条件的一般競争入札にする理由は」との質疑に、当局から、

「工程について、11月に埋蔵文化財調査を完了し、増築工事は来年 4 月の始めまでに躯体^{くたい}を完成し、10月完了を予定している。」

耐震補強工事は、主として土曜、日曜の工事で来年 6 月完了の予定であり、改修工事は、来年の 11 月に完了予定である。」

「最低制限価格について、国土交通省基準に準じて直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等から算出している。」「条件付一般競争入札にした理由は、A ランクの市内業者は 4 社であり、

地元業者の入札参加の面から、市内本店以外の参加業者にはP点の条件を付けての一般競争入札とした。」

との答弁がありました。

その他多くの質疑がありましたが、討論も無く、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について関係地方公共団体が協議することにつき議会の議決を求めるについて、

質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について関係地方公共団体が協議することにつき議会の議決を求めるについて、

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について関係地方公共団体が協議することにつき議会の議決を求めるについて、

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号 平成21年度栗東市一般会計補正予算（第4号）についての内、当委員会が所管する事項について
委員から

1 点目 下鈎甲地区まちづくりの進捗状況と評価委員会の詳細について

2 点目 防犯のまちづくり推進事業の賃金について職務は何か。

3 点目 新駅周辺整備事業の新たなまちづくり計画地区測量・設計
委託料の内容は。

との質疑がありました。

当局から、

1 点目 下鈎甲地区まちづくりは、平成17年度から平成21年度
の5カ年で実施している事業であり、今後、目標値達成の
事後評価結果を評価委員会で検証、総評、助言をいただく
予定である。

2 点目 防犯灯については、市設置と自治会設置の2種類があり、
市設置防犯灯は位置図面があるが、自治会設置の防犯灯は
位置図面がなく、市が電気代を負担している関係上、緊急
雇用創出特別推進事業補助金を活用し、今回整理するもの
である。

3 点目 委託料については、中央都市下水路の再整備のための測
量・設計であり、今まで区画整理で実施済みの成果品は利
用する。

との答弁がありました。

その他多くの質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、
全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、環境建設常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長

から、それぞれ関係する歳入、その他事項につきましても、原案どおり可決すべきものと決した旨の報告を受けております。

次に、議案第85号 平成20年度栗東市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会が所管する事項について 関係する歳出、歳入、その他事項全般であります。

まず、審議に入る前に、平成19年度決算関係指摘事項の処理状況について、各担当部長より報告がありました。

議案に関する委員からの主な質疑は、

- 1点目 国際交流事業の中で、アメリカ合衆国・バーミンハム市の記述がないが、理由は何か。
- 2点目 土地開発公社負担金6億円余りの内訳の詳細は。
- 3点目 地方公営企業金融機構出資金に関連して、市への資金融資に影響は無かったかどうか。
- 4点目 市民社会貢献活動促進事業における「新しい公共」の概念はどのようなものか。
- 5点目 財政再構築プログラムの削減計画と実績額はどうか。
- 6点目 都市基盤整備事業基金について、新幹線新駅の中止に伴い、基金の取り扱いはどのように考えているのか。
- 7点目 滞納整理の差押えについて、滞納者への生活配慮はどのように対応しているのか。
などの質疑がありました。

当局からは、

- 1点目 バーミンハム市との交流は、国際交流協会に委託している。

昨年は事業費として計上はしていたが、受け入れがなかつた。交流が無いのは協会としても課題であり、長く続けられるよう、検討していきたい。

- 2点目 土地開発公社負担金の内訳は、公共公益施設用地取得3億4百万円、借入金利息2億4千6百万円、未払金充当5千万円等である。
- 3点目 地方公営企業金融機構からの借り入れについては、借り入れ申し込みの全額が措置されており、従前同様で影響はない。
- 4点目 「新しい公共」の概念は、市民、市民団体、事業者、市が自らの権利と責任の下に対等な立場で協働して共に担つて^{にな}いく公共である。
- 5点目 財政再構築プログラムの削減計画額は土地売却、人件費等49件で総額2億8百万円であったが、実績は53件で総額2億6千2百万円の削減となった。
- 6点目 都市基盤整備事業基金については、推進協議会は平成21年度から活動休止しているが、現在後継プラン等を策定中であることから、弁護士に相談しながら、今後適切な時期に基金の処理についての最終判断をしていきたい。
- 7点目 滞納者に対する差押は、給与においては限度額があり、預金等の差押についてもそれに準じて生活配慮している。
との答弁がありました。

その他、数多くの質疑がありましたが、討論に入り、「同和対策事

業、地方公営企業金融機構出資、栗東駅前用地取得には問題がある、財政再構築プログラムは市民負担増となっている」との反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

尚、総務常任委員会として、決算関係指摘事項を取りまとめ、当局に申し入れを致しましたので、申し添えます。

環境建設常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長から、それぞれ関係する歳入、その他事項につきましても、認定すべきものと決した旨の報告を受けております。

次に、議案第86号 平成20年度栗東市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について は、

質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第93号 平成20年度大津湖南都市計画事業栗東新都心土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について は、

質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

議案第97号 契約の締結につき議会の議決を求ることについて は

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、請願書第19号消費税の増税に反対する請願書 について は 委員から、

消費税は現政権では4年間増税しないとしていることから、いま意見書を出すことは必要ないとの意見がありました。

又、4年間上げないということではあるが、今後の財源はどうなるのかという問題がある。請願の趣旨は将来とも消費税を上げないということであり、採択すべきである。

との意見がありました。

採決の結果、賛成少数で、不採択すべきものと決しました。

次に、請願書第21号請願書（業者婦人の健康と営業を守り、地位向上をはかる施策の充実、及び「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出について）は 委員から

現在25自治体から意見書が提出されているので、採択すべきであるとの意見でしたが、採決の結果、賛成少数で、不採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の主な審査結果の報告といたします。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。